

平成 20 年 3 月 7 日

議員各位

市議会事務局長

掛金率・給付費負担金率の変更に関するリーフレットの送付について

市議会議員共済会会長より、別紙のとおり掛金率・給付費負担金率の変更に関するリーフレットが送付されましたので、送付いたします。

参考

〔 現在、毎月の報酬から掛金として 89,900 円差し引いておりますが、
4 月からは 9,300 円増額され、99,200 円に変更となります。 〕

担当は、市議会事務局総務課 北原 内線 3513

会員の皆様へ

市議会議員共済会

平成20年4月から

- 1 掛金率は16%になります。
- 2 給付費負担金率は16.5%になります。

平成19年4月、地方議会議員共済会の厳しい年金財政の状況を改善するため、収入と給付を見直す制度改正が行われました。

この制度改正により、掛金率は平成20年4月から16%になります（経過措置として平成19年4月から1年間は14.5%となっています）。

また、市が負担する給付費負担金につきましても、平成20年4月から16.5%になります（市町村合併の影響に対する激変緩和措置分4.5%を含みます。経過措置として平成19年4月から1年間は15.5%となっています）。

掛金及び給付費負担金の額は、毎月初日現在の各市の議員報酬月額に基づき定められた標準報酬月額に掛金率、給付費負担金率を乗じた額となります。実際に納めていただく額につきましては、裏面の「平成20年4月分からの掛金・給付費負担金一覧表」をご参照ください。

$$\text{掛金額} = \text{標準報酬月額} \times 16\%$$
$$\text{給付費負担金額} = \text{標準報酬月額} \times 16.5\%$$

なお、期末手当に係る特別掛金につきましては、平成19年度と同じ率（期末手当額の7.5%）です。

平成20年4月分からの掛金・給付費負担金一覧表

(単位：円)

報酬月額	標準報酬月額	議員一人当たりの掛金額	議員一人当たりの給付費負担金額
		(16%)	(16.5%)
～ 164,999	160,000	25,600	26,400
165,000～ 174,999	170,000	27,200	28,050
175,000～ 184,999	180,000	28,800	29,700
185,000～ 194,999	190,000	30,400	31,350
195,000～ 204,999	200,000	32,000	33,000
205,000～ 214,999	210,000	33,600	34,650
215,000～ 224,999	220,000	35,200	36,300
225,000～ 234,999	230,000	36,800	37,950
235,000～ 244,999	240,000	38,400	39,600
245,000～ 254,999	250,000	40,000	41,250
255,000～ 264,999	260,000	41,600	42,900
265,000～ 274,999	270,000	43,200	44,550
275,000～ 284,999	280,000	44,800	46,200
285,000～ 294,999	290,000	46,400	47,850
295,000～ 304,999	300,000	48,000	49,500
305,000～ 314,999	310,000	49,600	51,150
315,000～ 324,999	320,000	51,200	52,800
325,000～ 334,999	330,000	52,800	54,450
335,000～ 344,999	340,000	54,400	56,100
345,000～ 354,999	350,000	56,000	57,750
355,000～ 364,999	360,000	57,600	59,400
365,000～ 374,999	370,000	59,200	61,050
375,000～ 384,999	380,000	60,800	62,700
385,000～ 394,999	390,000	62,400	64,350
395,000～ 404,999	400,000	64,000	66,000
405,000～ 414,999	410,000	65,600	67,650
415,000～ 424,999	420,000	67,200	69,300
425,000～ 434,999	430,000	68,800	70,950
435,000～ 444,999	440,000	70,400	72,600
445,000～ 454,999	450,000	72,000	74,250
455,000～ 464,999	460,000	73,600	75,900
465,000～ 474,999	470,000	75,200	77,550
475,000～ 484,999	480,000	76,800	79,200
485,000～ 494,999	490,000	78,400	80,850
495,000～ 504,999	500,000	80,000	82,500
505,000～ 514,999	510,000	81,600	84,150
515,000～ 524,999	520,000	83,200	85,800
525,000～ 534,999	530,000	84,800	87,450
535,000～ 544,999	540,000	86,400	89,100
545,000～ 554,999	550,000	88,000	90,750
555,000～ 564,999	560,000	89,600	92,400
565,000～ 574,999	570,000	91,200	94,050
575,000～ 584,999	580,000	92,800	95,700
585,000～ 594,999	590,000	94,400	97,350
595,000～ 604,999	600,000	96,000	99,000
605,000～ 614,999	610,000	97,600	100,650
615,000～	620,000	99,200	102,300

1. 掛金・給付費負担金及び年金計算の基礎となる標準報酬月額は、各市の議員の報酬に関する条例による報酬月額に基づいて、上表のように定められています(定款第21条第3項)。
2. 給付費負担金率16.5%は、市町村合併の影響を激変緩和するための措置分4.5%を含んでいます。